

令和元年度

世界で活躍できる研究者育成プログラム総合支援事業  
審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和元年8月

## 1. 審査体制

有識者等によって構成される、世界で活躍できる研究者育成総合支援事業委員会（以下「事業委員会」という。）を設置し、審査を付託します。

科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業の審査は、事業委員会各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

## 2. 審査方法

### (1) 書面審査

- ・書面審査は、事業委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができます。

### (2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果を踏まえ、委員の合議結果に基づき面接審査の対象とする機関を選定します。
- ・書面審査において、委員の合議により面接審査を行う必要はないとされた機関については、面接審査を行うことなく選定候補とすることがあります。

### (3) 面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

### (4) 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・事業委員会は、申請書の内容修正を条件として選定候補機関とすることができることとします。

### (5) 選定機関の決定

- ・文部科学省において、事業委員会の審査結果を踏まえ、選定機関を決定します。

## 3. 審査の観点

### (1) 取組の構想

- ・提案された取組は、具体的に計画され、実現性の高いものとなっているか。
- ・「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」（以下「戦略育成事業」という。）の効率的・効果的な実施に貢献するものとなっているか。

## (2) 取組の内容

### ①戦略育成事業に係る審査・評価・進捗管理

- ・戦略育成事業の実施機関（以下「支援対象機関」という。）に関する審査・評価・進捗管理の方法や年間のスケジュールが明確であり、実行可能な計画が提案されているか。

### ②世界で活躍できる研究者育成の推進に関する調査分析

#### a. 国内・海外の先進事例等に関する情報収集・分析

- ・国内の知見の集約、海外事例の収集・分析、支援対象機関へのフィードバックについて、具体的な方法が示され、効果的な計画が提案されているか
- ・調査分析の手法等が、戦略育成事業の趣旨・目的を踏まえており、世界で活躍できる研究者育成プログラムの開発に資することが期待できるか

#### b. 標準的なプログラム等の開発

- ・開発の方法や事業期間全体を通じたスケジュールが明確にされ、実行可能な計画が提案されているか。
- ・プログラム等の開発の手法等が、戦略育成事業の趣旨を踏まえており、産学の枠を超えて活躍できる世界トップクラスの研究者の育成に向けた標準モデルや共通メニューの開発が期待できるものとなっているか。
- ・プログラム開発を行うに当たって妥当な体制（必要な組織の設置、実施体制等）が計画されているか。

#### c. 成果の共有・展開

- ・支援対象機関間における知見の共有・展開方法が具体的に示されており、波及効果が期待できるか。
- ・支援対象機関以外の他の研究機関に対して、及び全国的に、開発されたプログラムの知見を普及・展開する方法の検討に向けた方策が具体的に示されており、波及効果が期待できるか。

## (3) 事業の運営体制・実施計画

- ・本事業を実施するために必要な人員・組織体制が整えられており、事業の安定的な運営や適切な業務管理が可能となっているか。責任体制を明確化しているか。
- ・公募要領に示された取組を運営するに当たり、十分なノウハウ・実績を組織として有しているか。
- ・事業実施計画の資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものといえるか）。

#### 4. その他

##### (1) 審査の開示・非開示

- ・ 事業委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・ 選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・ 審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等で公表します。
- ・ 委員の氏名については、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表します。

##### (2) 委員の遵守事項

###### ① 利害関係者の排除

- ・ 申請された取組と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わらないこととします。

###### <利害関係の範囲>

- ・ 申請書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容があった場合
- ・ 委員が所属している機関から申請があった場合（役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合等）
- ・ 委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

###### ② 秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関（代表機関及び共同実施機関）の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。